

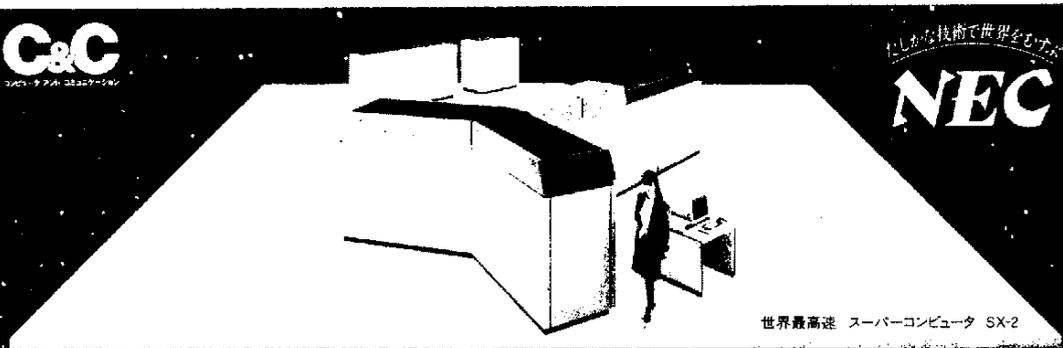


特集・ソフトウェア保護

- 座談会・ソフトウェアの法的保護をめぐって
- 視点・プログラム保護のあり方
- インサイド レポート・日本ビジネスオートメーション(株)
- データ バック・セキュリティ対策アンケート調査結果

C&C
コンピュータとコミュニケーション

新しい技術で世界をむかへ
NEC



世界最高速 スーパーコンピュータ SX-2



世界最高速のスーパーコンピュータを頂点に、 NECコンピュータはフルライン。

コンピュータとコミュニケーションの融合《C&C》にもとづき、最新のアーキテクチャを駆使し、数々の先進技術を採用して時代の多様なニーズに応えています。

NECが世界に誇る通信技術や電子デバイス技術に、最新のアーキテクチャを駆使した世界最高速のスーパーコンピュータ《SX-2》。ここで実証した先進技術のもと、多彩な機能と柔軟性のあるソフトウェアを備えたNECコンピュータは、それぞれ優れた性能が高く評価され、さまざまな分野で今日も重要な働きをしています。

- 多彩な複合機能のOAオフィスコンピュータ
NECシステム20/18、50/スーパー8、50/38、100/48、100/45、100/85、150/55、150/75
- 先進の16ビットパーソナルコンピュータ
PC-100シリーズ、PC-9801E、PC-9801
PC-9801F、N5200モデル05
- 洗練の8ビットパーソナルコンピュータ
PC-2000シリーズ、PC-6001mk II、
PC-6600シリーズ、PC-8001mk II、
PC-8200シリーズ、PC-8800mk II
- 分散処理専用コンピュータのエース
N4700分散処理システム
- 32ビットのスーパーミニコンピュータ
NEC MS120、140、190
- 低価格の高性能ミニコン
NEC MS8モデル5
- OA複合機能のオフィスターミナル
N6300モデル55
- OAの先端で活躍するターミナル
インテリジェントターミナル
データエントリーターミナル
業種別専用ターミナル
業務別専用ターミナル
- 世界初、音声日本語ワードプロセッサ
文豪 VWP-103Nモデル2
- OAの日用品、日本語ワードプロセッサ
文豪 NWP-8N/13Nモデル2/20N
- OAシステムを包含した
分散処理ネットワーク体系(DINA)
C&C光ネットワークシステム
C&Cネットワーク構成機器
C&Cネットワークソフトウェア

- 世界最高速のスーパーコンピュータ
SX-1、SX-2
- 最先端技術を駆使した汎用コンピュータ
ACOSシステム250/410/350/430/450/550/
650/750/850、950/1000(中・小型～超大型)

NECコンピュータ

日本電気株式会社
お問合せは：情報処理・宣伝
TEL(03)454-1111(大代表)

JSDは幅広いニーズにお応えします。

〈営業内容〉

- コンサルテーション
- システム開発
- 調査研究
- ソフトウェア・パッケージ販売



JSDはソフトウェアのメンテナンスの対話型支援環境に挑戦しています
—ソフトウェア保守技術開発計画—
JSDは中小企業向け小規模システム生成のための開発支援システムを開発しています。

—中小企業向け電子計算機利用技術開発計画—
JSDはソフトウェアの先端技術の研究開発にも努力しています。

—ソフトウェア・エンジニアリングに関する調査研究—
JSDはソフトウェア・プロフェッショナルのための種々の開発支援システムを作り上げました。

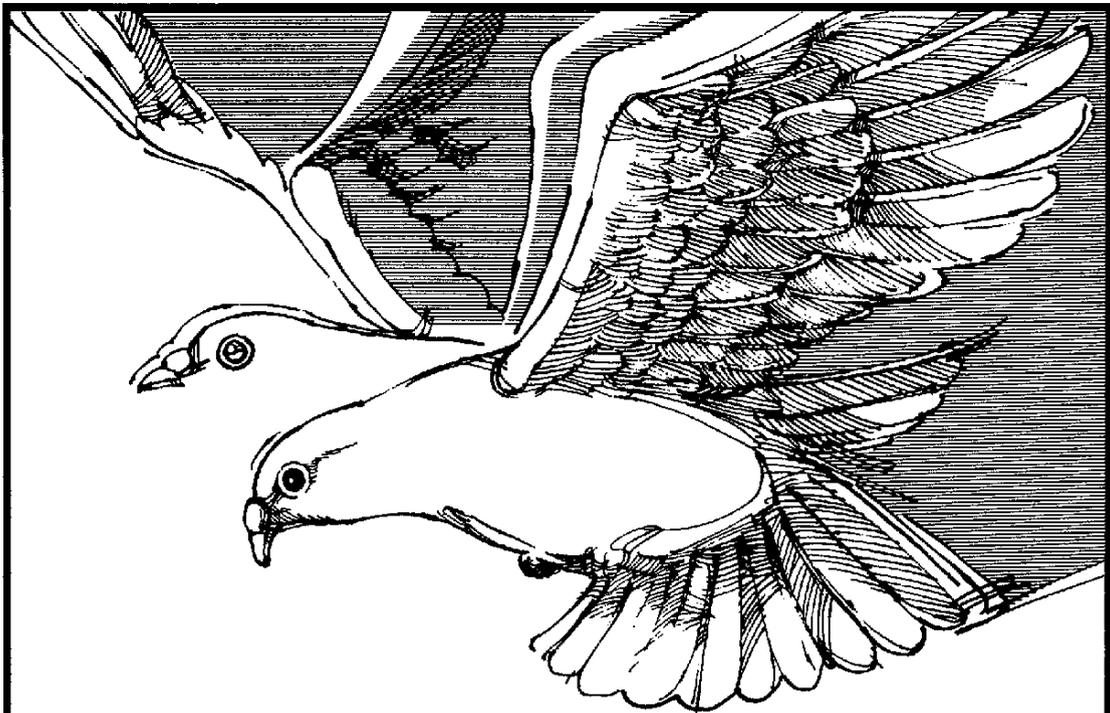
—ソフトウェア生産技術開発計画—
JSDは画像処理サブルーチン・パッケージ(SPIDER)を広く一般へ普及しています
—スパイダー—

JSD

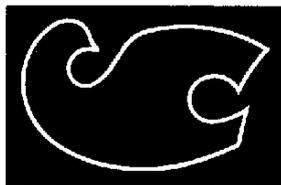
協同システム開発株式会社

JOINT SYSTEM DEVELOPMENT CORP.

〒105東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政互助会琴平ビル TEL.(503)4981(代)



JECCは国産コンピュータを通じて
社会に貢献します。



国産電子計算機をレンタルする

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル5F
☎100 TEL.03(216)3681(代表)

● JIPDEC ジャーナル ● 目次 ● NO. 57 (1984. 3)

最近の雑感

- 春夏秋冬 変るものと変らないもの……………狩野 健司……2

●特集 ●特別座談会●

- ソフトウェアの法的保護をめぐって……………4

柴崎 徹也/藤本 和郎/中山 信弘
植松 宏嘉/(司会) 中山 隆夫

-
- <資料> プログラム権法(案)の骨子……………19

-
- 視点 点 プログラム保護のあり方……………旗野 寿雄……20

●インサイド・レポート

- オリジナルソフトに実績を誇る……………25

<ソフトウェアハウスにTQCを实践—日本ビジネスオートメーション(株)>

●データバンク

- コンピュータ・システムのセキュリティ
対策に関するアンケート調査……………28

-
- 会員サロン V A N 雑感……………岡田 政之……32

<日本電子計算(株)>

-
- JIPDECだより ■本部 ■MCC……………34

- 編集後記……………36

-
- IIT研修講座案内……………表紙3
-



最近の雑感

変るものと変らないもの



(社)日本情報センター協会副会長

狩野 健 司

世の中、急速な変化である。つい先頃まではOAブームだったと思ったら、今はもうニューメディア・ブームだ。ニューメディア元年を昨年だという人もあれば、今年だという人もある。ニューメディアの定義についても各人各様に思いこんでいるふしもあり、ブームそのものも、まだかなり虚像的である。

そもそも、何かのブームが起きるときは、実像がまだ不鮮明なままでのときに起きてくる。古くは、昭和40年代の初めに起きたMISブームがこの種のもの始まりだが、当時は「MISが経営を変える」等々、今にも大変革が起きるかのようには喧伝されたが、結果的には“幻のMIS”に終わった。

その後も、いくつかの小さなブームがあった。POSブームは、いったんは鎮静したが今では小売業界に定着している。しかし、同じ頃に起きたCAIブームは、消えてしまったままである。

大切なことは、マスコミがブームを作りあげたとき、それが実像になるものなのか虚像のままに終るものなのか——を見きわめる目を持つことだ。易、不易、世の中変る部分と変らない部分がある。また、変るタイミングと変らないタイミングとがある。それを見落とすと、ブームに振り回されることになりかねない。

鮮明と不鮮明

変る部分と変らない部分があると反対に、世

の中の進歩によって“不鮮明”な部分、鮮明にし得ない部分が増えてきている。

ニューメディア・ブームを実像化するか虚像に終らせるかの重要なポイントは、通信回線の第3次自由化が、いつ、どのような形で実現するかということである。これについては、毎日の新聞紙上に、通産・郵政両省の対立が報道されているが要は、通信と情報処理の境界線を、どこで、誰が引くかということである。「どこで」とは、技術面なのか行政面なのか、産業面なのか——ということであり、「誰が」とは、役人なのかユーザーなのか、業界なのか——ということである。また、それを鮮明にする必要があるのかという別の問題提起もある。

私どもが属している情報処理産業では、また別の問題が起きている。労働省が法律を改正して労働者供給事業制度なる制度を新たに設け、ビルメンテナンス業、警備保障業などと一緒に、情報処理産業を指定業種にしようとしていることである。

将来の情報化を担う知識集約産業の中核であると自負しながら、他方で、労働者供給事業として労働大臣の認可を受ける業種になることは、何となく割り切れないものを感じるが、これを敢えてどこかで線を引かねばならないのか。行政措置、法律措置としての線引きは簡単かも知れないが、そのことが、情報処理の需給バランスや情報処理

業界の構造変化にどのような影響を及ぼすかについて、十分予測してかかることが必要だ。

法と現実の谷間

法律とは、所詮、現実を“後追い”する形で制定されるものだ。従って法と現実のギャップは常に存在する宿命にある。

現在私もその一部にかかわっているプログラム権法の問題にしても、著作権法という古い皮袋を手直しするよりも、プログラム権法という新しい皮袋を作る方が好ましいと思うが、これとでも、やがては古い袋となるのだろう。

技術革新の激しい分野であるだけに、電気通信事業法なり、労働者供給事業法なりプログラム権法なり、直接情報処理産業にかかわる法律は出来るだけ将来を予見して定めることを心がけてほしい。これからわが国の情報化を促進していく上で、それよりも重要なことは、既存の多くの産業について設けられている、いわゆる“業法”の見直しを行なうことである。

これからのネットワーク化を促進していくに際して、銀行、証券、運送、流通等々、既存産業分野での法律のワクが、大きなネックとなってきている。今までの情報化の促進は、情報処理や通信の技術分野で論じられ、進められてきたが、これからは、このようなネックとなっている法制度の分野で論じられるべきだろう。

特 集

特 別 座 談 会

ソフトウェアの 法的保護をめぐって



出 席 者

(敬称略, 発言順)

通商産業省機械情報産業局
情報処理振興課課長

柴 崎 徹 也

社団法人
ソフトウェア産業振興協会会長

藤 本 和 郎

東 京 大 学 法 学 部 教 授

中 山 信 弘

弁 護 士

植 松 宏 嘉

司 会

財団法人
日本情報処理開発協会常務理事

中 山 隆 夫

産構審諮問の背景

——ソフト開発、流通の拡大

司会 ご承知のように、最近、ソフトウェアの流通が非常に進み、ゲーム・プログラムに代表されるようなパッケージ・ソフトウェアなどが一つの独立商品として流通し、新しい市場を形成するようになってきています。ところがこれを無断で使ったり、無断で複製したり、あるいは、それを勝手に購入して使ったりと色々なトラブルが出てきています。そこで、法律的な権利を明確にしたほうがいいのではないかなど、客観情勢が変化してきています。そこで今日は、関係するそれぞれのお立場からソフトウェアの法的保護についてお話して頂きたいと思います。まず、産業構造審議会情報産業部会のソフトウェア産業基盤整備小委員会から中間答申が出されましたが事務局として通産省の柴崎課長に、その辺のいきさつあるいは背景などについてお話しいただきたいと思います。

柴崎 ソフトウェアあるいはソフトウェア業に関する政策は、非常に幅が広く、ソフトウェアを政策として明確に位置づけてその施策を取り上げたのは昭和45年のことです。一つはソフトウェアの開発技術を高めていくことが基本になっていました。この他にソフトウェア業というものの企業基盤が脆弱だからこれを整備しなければならない、また情報処理技術者の育成も考えなければならない

といったように、幅が広いわけです。ソフトウェアの流通を促進するというのは、なかなか難しい問題ですが、それ自身はマーケットメカニズムにそって行われるもので、政策が直接、関与するものではありません。むしろ、ソフトウェアがもっと流通し易い土壌・基盤を形づくっていくことが必要だと思います。ソフトウェアの権利保護の問題というものは、まさにそういうことなわけです。ソフトウェアがもっと開発され、流通し、どんどん適正な値段で使われるためには、取引の基本ルールというものを作っていかねばならないわけです。基本ルールに依って立つべきソフトウェアの権利の法体系については、10年以上も前から通産省で議論してきました。最近、ソフトウェアの開発がますます増えてきて、かつ流通が活発になってくるにつれて紛争も多くなってきたので、これを機会に産業構造審議会の情報産業部会で議論していただいた、ということです。

司会 機運が盛り上がってきたということですが、業界の方としては、藤本さん、どうなのでしょう。

藤本 通産省が研究を始められたという11年前に比べると状況は様変わりですね。欧米諸国に比べると、まだソフトウェアの生産高に占める流通ソフトウェアの日本におけるシェアは低いのですが、私どもの実感としても、この3、4年で急速にソフトウェア・プロダクトが流通し始めています。カスタマイズト・ソフトウェア、受託開発の場合にも、アメリカのラリー・ウェルキーICP社長は、「受託をし、開発をしたとき、発注者に渡すものは使用権のみだ。根こそぎ渡してしまうソフトウェア会社は、ノウハウの蓄積も出来なければ、技術の発展も考えられない」と主張してい

ます。5年前にこの話を聞いたとき、われわれは非常にショックを受けたのですが、今、ますます実感として受けとめているわけです。通産省の方で、極めて熱心に、そういうソフトウェアの権利とは何か、そしてどのように保護したら良いのかということを開発者であるわれわれの立場だけでなく、ユーザーの立場にもお立ちになって研究を始められたということは、非常に歓迎すべきことだと思っています。

あいまいな 現行法での対応

——実務面に混乱も

司会 いろいろなトラブルのケースが出てきています。最近の事件としては日立とIBMの問題があり、他にも多くの訴訟のケースがありますけれども、そうした動きを見て法律上どういう問題があるのでしょうか。

中山 ソフトウェアが独立した商品になったのは最近ですので、当然この問題もごく最近の問題ということになります。通産省で10年以上も前に研究されたということですが、そのころはまだ具体的な問題が起こっていなかったもので、どちらかと言うと、抽象的なものになっていたのではないかと思います。ところが最近では具体的な事件が頻発していますので現実的な問題になってきたわけです。しかし法制面から見ると、現行の法律で利用

できるのは著作権法しかないのです。特許法も場合によっては利用できますが、これは出願して登録されていることが条件になっていますので、多くのソフトウェアについて現実には利用できません。その反面、デッドコピーという社会的に見て悪質な行為が頻発している。ということになりますと、裁判官としては、その解決に著作権法を用いるということになります。しかしその問題と本当にソフトウェア全体の保護を考えた場合、将来、著作権だけでいいのかという問題とは別なのです。現実には適用するにはどの法律があるかということと、今後あるべき姿とはハッキリ分けて議論していかなければならないと思います。現在、学会においても著作権法的な保護を行うべきであるという考え方と、工業所有権法的な保護をすべきだという考え方が対立しているのですが、どうもいま一つ議論がかみあっていないような気がします。著作権法派は著作権法でもいけるのではないかといい、工業所有権法派はこのほうが理想的だという議論でうまくかみあっていない感じがします。私の考えではソフトウェアは基本的に技術であって、工業所有権法的な処理をすべきだと考えています。その点から最近出されました産業構造審議会の中間答申は、非常に歓迎すべきことだと思っています。

司会 訴訟になってくると非常に問題だと思うのは、日本の場合はどちらかというと成文法の国でありアメリカの場合は判例法が主体になりますのでこういうケースは非常に扱い易いのだと思いますけれども、実際に訴訟のケースを扱われて、植松さん、いかがですか。

植松 そうですね。私ども実務に携わる人間から言いますと、実際に訴訟にならなくても、ソフト

ウェアに関する問題の相談というのはずいぶんあるわけです。ところがどう答えていいか困る事が多いわけです。法律問題となれば、それが裁判になったとき果たして勝てるのかどうかという予想までしなければ弁護士としては答えたことにはならないわけです。それが実は非常に困るわけでして、いま、お話がありましたように日本は成文法の国ですから根拠条文が必要なわけですが、著作権法のどこを見てもプログラムのことに関しては直接の規定はまったくないわけです。ですから解釈上こういう具合になるであろうということしかいえないことになります。しかも予想については裁判官しただいというあいまいな答えしかできないということで、依頼者の要望に応えることが出来ません。非常にもどかしく思うのですが、それに加えて最近とみにそういう問題が具体化してきたものですから、雑誌などの出版物も法律相談的な形でいろいろな先生方がお答えになっている記事が出てくるようになっていきます。しかし、それもまた根拠がはっきりしません。果たしてそれが正しいのかどうか判らないわけです。実際に裁判をする裁判官も相当お迷いになり、実務面からハッキリしてほしいという要望は非常に強いと思います。

その点で、昨年、通産省から産業構造審議会に諮問をされたということは時期的には非常によかったと思います。また、最近ではマスコミその他で取り上げられていますが、これも歓迎すべきことだと思います。実務的にも一日も早くハッキリしたものを作ってもらいたいという気持ですね。これは、恐らく実務にある人達の一致した意見ではないかと思います。

ソフトの性格に 合わせて保護

——新法の理念

司会 ソフトウェアの保護の難しさというのは権利は保護しなければいけないのは当然だけれども、また一方、大いに流通してもらわなければならない。最終的には両方のバランスの問題だと思います。今度の中間答申でこのようなことも考慮されたと思いますが、いかがでしょうか。

柴崎 そうですね。まとめるにあたりましては実際上のソフトウェアの取引がどのように行われているかを出発点にしなければならないわけで、それに対して関係の業界の方たちの考え方を相当つっこんで聞きし、それを踏まえたさまざまな問題を考えることにしたわけです。こういった法

柴崎 徹也氏



律を作るとき、法律は万人に共通のものでありますから、いま、たとえばビジネスの世界で強者と弱者がいたとして、これを、法律を作ることによって対等の立場にもっていくということは期待すべきでないだろうと思います。それはこの法律とは別の世界だと思ふわけです。皆さんに平等な法律でなければならぬということは当然のことですが、その場合、権利は当然保護しなければならないわけですが、開発した人に最後まで権利が強くと残ってしまうということになると、かえって開発者にとっても、流通を阻害することになるので必ずしも好ましいことだといえません。

司会 私もソフトウェアを作っていて感じたのですけれども、非常に大きな100万ステップもあるようなものからゲームのような目で見られるような楽しめて、感情の入ってくるようなソフトウェア、さらに小さくなるとマイクロプロセッサのようにチップの部品になって機械に組み込まれてしまうようなものまで、実に幅が広いわけです。ですから作っていた側から見ると著作権というのはどうも無理があるのではないかという思いがあるわけですが、どうなのでしょう。

中山 あらゆる法律は、立法の目的というものがあるわけですが、まず、何故ソフトウェアを保護しなければならないのかということから入っていく必要があると思います。これは言うまでもなくソフトウェア・ライセンスといわれている状態ですね。SEの不足であるとか、ソフトウェアの販売価格が高過ぎるとかいったことがコンピュータ発展のためのネックになっていると言われています。この解消を、まずソフトウェア保護に求める必要があるだろうと思います。そのためにはソフトウェアの開発者のインセンティブを増し、そ

の流通を促進するという方法しかありません。この目的のためにどんな法律が最も理想的かという点から考えていかなければならぬだろうという感じがするわけです。この目的から考えますと、著作権法というのは少し馴染みが薄いわけです。著作権法は財産権法であることは間違いではないのですけれども、人格的な面を非常に強く持っているわけです。作った人の感情を重視するわけですから、流通という面はあまり眼中にないということが言えるかと思ふます。それに対してソフトウェアは基本的に技術ですから使われることに意味があるものですから、どちらかというとな人格的なものでなく、経済的な面に重点を置かなければなりません。そう考えていきますとソフトウェアを著作権法で保護するのは、非常に無理があると思ふます。しかし工業所有権法、特許法で保護出来るかという、これもいろいろと問題があるわけですね。そうなりますとこれはソフトウェアの性格に適合した新しい法律を作ること以外に残された道は無いのではないかという感じがしております。

定着した

ソフトの独立性

——価格分離でIBMが先べん

藤本 私は法律の専門家ではないのでよくわかりませんが、著作権法で保護されている小説や絵画

などはそのものズバリ見て楽しむというものが、ソフトウェアは目には見えません。ソフトウェアは結果を出すための手段であって、プログラムは書くと言いますから著作物だとするのは大変に乱暴な議論だと思います。また文化を生活様式という捉え方をするとプログラムも文化の中に入れてしまっているのかな、とも考えてしまいます。そうするとプログラムだけでなく世の中のすべてが著作物だということになりかねません。どうもそういう議論はピンとこないんですね。われわれの実感としては著作権というイメージはどうしても浮かばないのです。無理やりに解釈して著作権でやるのだという議論であれば、法律の専門家ではありませんから、そうですか、ということになってしまうのですが、一つ言わせていただきたいのは、著作権法というものが出来たときにコンピュータ・プログラムがあって、真剣に議論したうえで適用しようというものであるのならともかく、そのときはコンピュータ・プログラムというものは全然存在しなかったのですから、もっと真剣にコンピュータ・プログラムの本質的な問題からその産業に及ぼす影響などいろいろなことを考えて議論していただいて、新しいよりどころ、基本ルールといったものを出していただかないとすぐに混乱するのではないかという心配をもつわけです。

司会 訴訟になったら法曹界の方も非常に迷われるのでしょうかね。私たちも反省していて、どうもソフトウェアを作っていた側も法律的なことは全く考えないでうっちゃっていたというところがあります。ソフトウェアを作って、これを動かすのが精一杯で他のことは何も考えていなかったというのが実情だったわけですね。ただ漠然とこれでい



藤本和郎氏

いのか、という不安はありましたが、逆に法律の専門家の人はコンピュータのことはよく分からない、ということで、学際的な議論がどうも不十分だったような気がします。それがこんど実際に訴訟になりますと裁判官も弁護士も実態が分からないのでお困りになったのでしょうかね。

植松 そうですね。私も、現実にコンピュータに関する紛争について相談を受けるまでは、プログラムの保護は著作権法で良いのかなと漠然と考えていました。私自身、著作権法に詳しい弁護士という自覚を持っていましたが、コンピュータについていろいろ相談を受けて、ハードやソフトについて研究をしてみますと、だんだん著作権法では無理があるのではないかという感じを持つようになりました。ところが世界的には著作権法で保護するという国が多いようなので、少し歴史的なことから調べて見ました。歴史的に見ますとソフトウェアとくにプログラムは最初、ハードウェアと離れて法律上の保護の対象になるということにはなかったわけですね。ところが1970年頃、IBMがプログラムを独立の商品として売りだしハード

ウェアと分離するという会社方針を打ち出したとき、プログラムが法律で保護される必要が生じたわけです。このときIBMは多くの弁護士を抱えていますから内部で研究したらしいですね。ですからどちらかというと学者よりも実務家の研究の方が進んでいたような状態だったと思います。つまりその頃はプログラムを法律で保護するのだというコンセンサスすらなかったわけです。従って、著作権法で保護されるのだということを広めていくことがIBMにとって必要だったのです。現状を見ますと、プログラムを法律で保護すべきことは世界的なコンセンサスになっていますからそれは間違いではなかったわけで、IBMは先見の明があったということでしょう。しかし、著作権法に頼った結果いろいろ無理が生じてきていることも事実です。その点、最近とみに世界的にそういった議論が盛んになってきていて、世界中の知恵者が知恵をしぼっているのですが、まだよく分からないわけですね。そういう時期にあって新しい観点から見直して、適切なプログラム保護を考えていこう、検討しようという考え方で今回の研究が行われたということですね。たいへん進んだ考え方でして歴史の方向にも沿っていると思います。こうした過去の歴史を踏まえたうえで新しい道を探っていくことが大切でしょうね。

取引の基本ルールづくり

——あいまいさをなくしスッキリ

植松 産業構造審議会が検討を始めるに当たって、ソフトウェア保護小委員会を作りましたね。それを始めた時点では特に新立法でいこうという考えはなかったと思います。自由な発想から検討した結果、産業技術としても日進月歩の技術ですし、著作権法では死後50年の権利が認められており、生前から通して考えると100年ぐらい拘束され実情に合わないというので、それを改良していこうという機運が出てきたわけですね。しかし、改良するとしても将来、ソフトウェアの開発の発展によって新たな問題が生まれてきます。それも一つの問題なんですね。

司会 ですからある程度普及してしまったOSなどはお前にだけは使わせないということになるとその会社は潰れてしまうのではないかとおもいますね。そういう意味で所有権だけは生かし、ある程度、公正競争させるという問題がからんでくると思いますね。

中山 それはからんできますね。ソフトウェアの問題だけでなく工業所有権全般、特に特許などはアメリカの例を見ていると独禁法とも非常に密接な関係がありますし、考え方によってはソフトウェアの場合は特許以上に他の会社を支配する可能性があるわけですから、当然、将来は独禁法がらみの問題が出てくると思います。

司会 アメリカの場合、トレードシークレット法と著作権法とはある程度結びついているのでしょうか。

中山 アメリカの法制は非常に難しいですし、公表の前と後でもまた違いますね。トレードシークレット法は州法、著作権法は連邦法というように複雑な形をとっています。なかなか一言では言い表すことが出来ない側面を持っていますね。

ちょっとわが国の参考にはならないと思います。

司会 こんど新しいソフトウェアの権利法、いわゆる「プログラム権法」を作られるに当たって、権利者の権利を守ると同時にいかに利用の促進を図るかということで、立法の方向など非常にご苦勞がおあがりだったんでしょね。

柴崎 この法律が出来れば直ちにソフトウェアの利用が促進され普及されるということにはなるわけではありません。やはり最初に申しあげましたように取引の基本ルールが一つの方向づけになりますので、従来、あやふやだったこととか、あいまいだったことを明確にしていき、10年あるいは15年後に良かったということになるのでしょうね。

当事者間の交渉、契約

が前提

——裁定制度の趣旨

司会 裁定制度についての考え方はいかがですか。

柴崎 裁定と言うのは、権利の調整の問題なのですが、他の人が使いたいといったときにその権利を持っている人と話し合ってもうまくいかないといった場合に裁定制度といったものを発動することがありうべしということで作ったわけです。ただ、基本的には原権利者の権利を制限するようなことがあってはいけないわけで、特許法でもこの

裁定制度というのは実際には発動されたことはないわけですから、こういう制度を作っても権利関係に問題が生じるようでは安定性を欠くこととなりますので場合を限定して慎重に運営しなければいけないと思います。

植松 裁定制度にはそんなに苦勞はなかったですね。むしろ答申が出てから誤解があるようです。というのは裁定制度というのはそんなに強力なものではないのですね。特許法にはすでにあるわけです。ですからこの制度があったとしても権利者の意に反して他人にソフトウェアが使われるということは殆どないわけです。ただ、せっかくソフトウェアを改良してもそれが使えないのでは困るわけですね。ですから改良ソフトウェアを作ったときにそれについて使用することが制限されない道を開こうというのが裁定制度なのです。プログラムを開発したらなんでも他人が持って行ってし

中山 信弘 氏



まうという制度ではないのですが、この辺に大きな誤解があるようですね。工業所有権的な考えでいくという場合には、特許法にはすでに裁定制度というものがあるわけですから、プログラム権法

に同様な規定を置くことはむしろ当然なんですね。実際問題としても、特許の場合は内容が全部公開されていますから、むしろ裁定制度が働く基盤はもっと広いはずですが実際には問題は起こっていない。したがって裁定制度によってプログラム権者の権利が、制約を受けるということは実際には起こらないと思います。

司会 どうですか中山先生——。

中山 私も裁定制度は伝家の宝刀だと考えています。汎用プログラムを利用する場合はもちろん当事者間の交渉、契約が当然前提になっているわけです。それでもどうしようもなくなった場合に発動出来るということですし、しかもこの法律があることによってかえって話し合いが進むということもあるのではないかという感じがしているわけです。特許法にも裁定制度があるのに一回も利用されていないというのは、おそらく伝家の宝刀としての意義しかないということだと思います。ソフトウェアの場合も同じだろうという感じがしています。

藤本 大きな流れとして私が理解しているのも皆さんが言われた方向でトレードオフの関係にあるのではないかと思います。現実にはソフトウェア・プロダクトを作る段階では当事者同士、つまり、作る方とメインフレームの方と話し合いをしまして機密を保持するという約束のもとに一部利用させて頂くということはやっているわけです。それをお前の所には絶対にやらないよ、と言われてしまったらどうなるのかなという気持ちになりますね。まあ、現実にはもう少しこうやって欲しいという欲はありますが、なんとかうまくいっています。しかしバンキング・システムのような社会性のあるものを少し改良して使いたいと言った場合の二

重投資については、また別の議論になってくるのではないのでしょうか。われわれとしては、自分たちの作ったソフトウェア・プロダクトからは出来るだけ利益を得たいですから、出来るだけディスクローズしたくないというのが本音です。そういうときに社会性・公益性との繋がりにおいてどうなるかはまだ具体的なケースがないのでなんとも言えないのですが、大きな流れとしてはわれわれも理解してしまして、多分、当事者間の良識ある話し合いでかなりのことは解決されるだろうと思っています。

各国で違う 著作権法の色合い

——実態を見究める必要

司会 外国ではどうなのでしょうかね。この議論が出てくると海外ではたいてい著作権法に決まっているといえますね。

柴崎 アメリカの場合は著作権法の中に取込んでいますね。またヨーロッパでは、まだコンピュータ・プログラムの係争がないということもあり法制上、日本やアメリカほど深刻になっていないのですが、考え方としては著作権法でということですね。そういうことで世界の大勢は著作権法だという議論がありますが、いま申しあげましたようにヨーロッパではそこまで自分たちの身近に迫った問題として考えているか、ということと必ずしもそう

ではないのが実情です。ソフトウェアの取引というのは、まさに国際的なものですから国際的な動向を配慮してバランスのとれた制度を作っていくかなければならないことはいまでもありません。ただ、そういう流れに委ねるだけではいけないわけで、何が一番重要なことかを見極めていくことが大切です。そうしますと藤本さんが言われたようにアメリカの考え方は、それを作ったときの事情というものがあったのだと思います。それにアメリカの著作権法は日本の著作権法に比べてかなり財産法的な色合いが強いですね。そういうことで著作権法でいこうということになったのだと思います。それから何年かたって日本がいま深刻な問題に直面して、われわれもアメリカの制度などについて相当に調べたり研究しまして、アメリカはよく考えていると思いました。その上で、それを越えた制度が必要であるということになったのです。そういうことで、世の中いろいろな人がいろいろなことを考えて、いいものが出てくるということで、よろしいのではないかと私は思っています。日本が日本でソフトウェア保護法というものを考えれば、今度はアメリカやヨーロッパがこれはなかなか良い考え方だということになるのだと思います。またアメリカもそれを吸収してさらに上回る制度を作るということでしょう。ただ、あまり突出した制度を作りますとこれはまた実際のビジネスの社会に生きていけないということになります。ですから大勢というものは尊重するけれども、それだけに委ねるものではないと思っています。こういう分野は21世紀に向けて最も重要な分野ですから前向きの姿勢で考えていかなければということですね。

中山 現在のいろいろな論説を読んでいますと、

著作権法が世界の大部分であると述べているものが多いんですが、私は必ずしもそういう感じ方はしていません。何故、著作権法で保護しているかという、要するに一番安易な方法だからです。現在、プログラムに関する立法を持っていない段階では著作権法で護るはかないというのと同じで、現行法のままあるいは著作権法の1カ条か2カ条を改正すれば一応それで用が足りるということで世界の多くの国は著作権法に依っていると考えることが出来ると思います。しかし世界の識者の意見をいろいろ聞いてみましてもソフトウェアの保護法制としては著作権法が一番理想的であると言っている人はあまりいないわけです。問題があると言っている人がむしろ多いという感じがしているわけです。ですから今は著作権法で保護している国が欧米では多いとは思いますがけれども、少なくともそれが趨勢になっていくかどうか、ということになると疑問ですね。それから同じ著作権法といいますが日本とアメリカの著作権法は全く同じではないわけです。特に最近アメリカで、まだ立法化されていませんけれどもICチップのマ

植松宏嘉氏



スタ法案を見ておりますと、これは、われわれが特別立法でやろうとしていることを著作権法という名のもとにおいてやろうとしているわけで、われわれが思っている著作権法と同じであるということとは出来ないと思います。従って、同じ著作権法という名前を持っていてもそれぞれ違うということは大いにあり得るということですから実態を見ていかなければならないわけです。

必要な新しい よりどころ

——法律で完全保護はムリ

植松 実は、先程言いました研究会で、約半年かけて世界中の法制度、学説、判決を集めまして研究したのですが、ヨーロッパが著作権法でこれを行うというのには特殊な事情があるのです。1973年だったと思いますがヨーロッパ特許条約が出来たとき、プログラムは最初から除くことにしてしまったわけです。何故そうなったのか真相までは分かりませんが、特許法でいくとプログラムのステップを全部公開しなければならぬ恐れがあり、こういうことではどんどん盗まれてしまうという実際面の問題があったようです。それで加盟国はみんな自国の国内法をそれに合わせてそれぞれ改正していったのです。そして特許法で保護されないということになり、現行法でいくとすれば著作権法しかないわけです。そういうことでヨーロ

ッパでは著作権法でいけるんだ、というところにかざるを得なかったようです。その上、柴崎さんが言われたように現実的な問題が起こっていない、切実はないので著作権法以外の法律が必要なのではないかという議論がされていないのです。よく欧米先進国に従っていかなければと言いますがコンピュータに関しては日本のほうが先進国なのですね。ヨーロッパを見習う必要は無くなっているわけです。昔の民法や商法が作られた時代と違うのだということを考える必要があります。

藤本 中山先生がおっしゃるようにヨーロッパに見習う必要がないばかりかアメリカにさえ見習う必要がないと思います。何故ならアメリカは1976年に著作権法を改正してプログラムを入れさらに1980年にも改正しています。1982年にADAPSOという日本のソフトウェア産業振興協会と同じようなところで請願の草案を見せてもらったのですが、議会に請願をしてさらに直してくれと言っています。われわれと同じ同業者は著作権法で完全に保護されているとは思っていません。もう一つそういう実務家と会って感じるのは法律でいくら保護されてもダメなんだと言うわけです。コンピュータのメインフレームのソフトの場合にとくに言えるのですけれども、秘密性があって権利が侵害されていてもわからないことが現実にあるわけです。だから自衛をしなければダメなんだと言う考え方が非常に根強いのです。ADAPSOにはいろいろな係争のケースが持込まれるようで、いろいろやっているようですが、日本も独自の考え方で新しいよりどころを作っていくことがむしろ前向きだと思います。

植松 先日、オーストラリアのスミス特許庁副長官にお会いしたのですが、スミスさんの考えはわ

れわれと同じで工業所有権法と同じに捉えなければ絶対にトラブルは解決しないと言うことでした。昨年、WIPOでオーストラリアは著作権法ではダメだということを表明したわけですが、ミスさんも工業所有権法のようなものでいかなければ、将来、アメリカ自身が困るのではないかとハッキリ言っていましたね。



中山 隆夫氏

プログラム以外 にも必要な保護

——産業を対象にするソフト全般

司会 今回、こういう法律が提案され、成立したとしますと、これからまだまだ技術も発達いろいろなケースも出てくると思いますが、だんだんに育てていくしかありませんね。ただ、非常に難しいと思うのは、ソフトウェアの規模がどんどん大きくなってきていてほとんど個人では作れなくなって、法人が製造業のように組立てて作っていくということになるとそれを作った者の権利があまりいまいになると言うことですね。この前のN鉄工事件のように人と一緒にノウハウも出てしまうということになります。これも大きな問題だと思えますね。

中山 今回の新規立法はプログラムそれ自体の保護であってソフトウェア全体の保護にはなっていないわけで、ソフトウェア全体の中の一部を保護する法律になっています。従って、ソフトウェア

の中核はプログラムですからそれはそれでいいわけですが、それ以外にもいろいろ努力をしなければならぬ点が残っているのではないかと、という気がします。一つは特許法をどれだけ活用できるかと言うこと、もう一つはドキュメントの性格の強いシステム設計書とかユーザーズマニュアルといったものに著作権法をどれだけ適用できるかという問題もあります。それからこれは日本の法律では少し弱いのですがノウハウをいかに保護するかということもあります。アメリカのトレードシークレット法のようなものが日本には無いわけですから、今後はソフトウェアを含めたノウハウをどう保護していくかの研究も残されているのではないかと、思います。私はノウハウ保護法とプログラム権法、著作権法、特許法のこの4つの法律を全部活用して完全なソフトウェア保護体制が出来るのだという感じがしています。その第一歩がプログラム権法だと言うことで、今後とも不断の努力が必要だと思えます。

柴崎 先程のN鉄工のケースに見るようにソフトウェアの生産はますます複雑で難しいものになっ

てくるということがある反面、ますます立派なソフトウェアが出てくるということになるとそういう動機に駆られることも多くなると思いますね。結局、あのように会社を辞めて自分の会社を作ったわけですが、ソフトウェアを作ったのは自分だから使うのは自由だというのは、著作権的な世界の主張なんですね。確かに作った人にそういう愛着心があるのは当然でしょうが、会社が資金を投入して作ったわけですからその製品の性格から見れば当たり前のことなのですが、それを著作権法の考え方を使って使用されるということになれば、これからますます巨大なソフトウェアが出来る時代に逆行する好ましくないことだろうと思います。こういうことはちゃんと制度の上で無くしていく必要があるだろうということですね。

司会 SEにも二通りあって、ソフトウェアは一つの芸術品であって名人である自分が作ったんだという人と、もう一つは皆で組立てて作る工業製品なんだという考え方で、後者は若い人に多いですね。しかし、まだ両者がミックスしている状態じゃないかと思えますね。特にゲームのソフトウェアなどは感情や思想が入っているからそう見えてしまうのですが、その辺は随分、複雑なのでしょうね。

柴崎 産構審の考え方も産業を対象にしたソフトウェアを基本にしているわけです。ですからどこを主眼にして保護していくかということになれば産業界ですね。これは発明の世界でも特許の世界でも同じです。それから中山先生が言われたようにプログラム権法だけでなくいろいろな法律の組み合わせでやっていくという場合に、特に芸術性の高いアウトプットはそこにいる人間に権利があるのか、あるいは著作権法の世界で保護すべきもの

なのか、いろいろな組み合わせで出来るわけです。ですからプログラム権法は実際の産業で使うものを主眼にすべきだと思っています。

難しい標準化と 独自性のバランス

——固定化は発展の妨げ

司会 それからパソコンなどを見ていると、基礎となるプログラムは出来るだけ標準化して公開し、タダとは言わないけれども必要最少の価格で使えるようにすれば、もっと普及するように思います。そういう提案が事実行われていますね。標準化と言う問題が将来からんでくるのではないのでしょうか。

柴崎 そうですね。標準化ということはこれから21世紀の情報化時代には一番重要な問題だと思いますね。標準化することによって流通が阻害されると言うことでは問題ですが、基本的なものについてはどんどん進めていくという考え方は非常に重要ですね。プログラム権法の答申の中にも標準化についての考え方が少し入っています。実際の法律の中でどの程度入るかわかりませんが、基本的な発想としてはそういうことです。

中山 標準化は非常に重要で、それだからこそ私は著作権法には馴染まないという感じがしているわけです。著作権物というのは、これは標準化してはいけないと思います。富士山の絵は多勢が描

くけれども、一つとして同じものは無いのと同じです。同じでは意味が無いわけです。(笑い)ところがプログラムの方はむしろ標準化が必要であるということで著作権法とは大分違う感じがしています。

藤本 非常に難しい問題ですね。先程言われたようにパソコンにそういう動きがありますね。個人的には私は反対なんです。何故かと言うと、確かに共通的、標準的なベースに基づいているいろいろなソフトウェアが開発されるだろうという期待はありますけれども、もしOSがそれ以上進歩しなければ、技術の進歩が停滞してしまうんですね。だからOSの世界でも競争があって良いわけですから、独自性を出すということと標準化とをどうバランスをとっていくか非常に難しい問題だと思います。どこまでを標準化すべきかということと技術の発展を阻害させないバランスの問題はまだ真面目に議論されていないのではないかと思います。そして、それらの問題のプレクサスルーはソフトウェアだけの問題ではなく、ハードウェアの技術の発展、価格の低下ということで分散処理が行われる、分散処理が行われるということになれば、今のようなOSでは儲かりませんから乗せることはなくなるわけです。そういったことで、かなり変わって来るのではないかと期待を持っているわけです。しかし、大変に難しい問題であることは確かですね。例えばBASICにしてもCOBOLにしても方言が沢山あり、COBOLなんか一つの標準的言語仕様を提案されているわけですが、それも十分に守られていないという現実は無視出来ないと考えますね。

司会 どうも著作権法だと先発の利益が強く出過ぎてしまって、後発はどうにもならないと言うこ

とで、その辺、独禁法との関係で問題になるのではないかと心配する向きもありますね。

中山 従来の著作権物は、他人が利用しなくても別に人に迷惑はかけないわけですね。その点が違うわけですから、利用という点から考えますとやはり著作権法と言うのは適当ではないというわけですね。

欲しい日本の リーダーシップ

——学際的、国際的アプローチを

司会 他に何かありませんか。

植松 これは実務というより学問的な問題なのでしょうが、著作権法でいきますと、例えば設計図は著作物なのですが、その設計図に基づいて作った機械は著作物ではないということで、ここが非常に本質的な点なわけです。これを否定してしまうと著作権法そのものの本質が変わってしまいます。ところがこの点が案外、見逃されていますね。たとえばチップそのものが著作権法でなんらかの形で保護されてしまうことになると機械も著作権法で保護されるはずなんです。そうなりますとほとんど人間の作ったものは、みんな著作権法で保護出来ることになります。それは広い意味で確かに文化に貢献できるという荒っぽい議論もありますが、著作権法はもともとそういうことで出来たわけではないのです。そう言った根本的な議

論がされていないわけです。そういう観点から見ますと、何でも著作権法に取込む考え方は必ず破綻がくると思いますね。

司会 どうも実務家が著作権法に無関心だった、あるいは逃げていたという気がしますね。ソフトウェアづくりに忙しかったからかもしれませんが、法律の問題というだけでカンベンしてくれと逃げちゃうのですね。また法律家のほうは具体的なものがないので議論が抽象的になり、観念論になるというわけです。これからはもっと学際的に同じ場で議論していくことが必要でしょうね。そして具体例から理論を組み上げていく、そういう努力が少し足りなかったと思いますね。

植松 その点は法律家の方も反省しなくてはなりませんね。

柴崎 まあ、ソフトウェアづくりを専業にしているソフトウェア業だけではないのですが、情報処理産業だけに限って見ても、今、1兆円産業と言われてますね。そうなりますと極めて巨大な産業になりますけれども、そういう法律的なアプローチ、労務面の問題、税金の問題などいろいろ整備しなければならないことがあるわけです。60年には、そういう情報処理産業を取り巻く基盤の整備に取掛かる必要があるわけです。従来、きちんと光が当てられていなかった部分についてちゃんとした解決することが産業全体を強くしていくことになるという感じを非常に強く持っています。

司会 ソフトウェアを作っている労働者から見れば、こういうソフトウェア権法が出来れば自分たちの仕事が評価されるということですね。

藤本 先程中山先生が言われたように新しくプログラム権法が出来たとしても、全てのソフトウェアが完璧に保護されるというわけにはいきません

ね。プログラム権法だけを考えて見ても取引の実態がソフトウェア・プロダクトの使用権を売るなりリースするのであってそれ以外の何物でもないわけです。他の一切の権利は無いですよ、ということを確認にうたっているわけで、極めて素直な立法だと思いますね。それが世界的な流れに反するというのはどうもピンとこないんです。

(笑い) 非常に現実的な考え方をしていると思います。

中山 今後の要望ですが、私はこの問題で日本が世界のリーダーシップを取って欲しいと思いますね。ソフトウェアは国際的に流通するものですから願わくば世界がなるべく似た法制を取っていくことが好ましいわけですし、ますますリーダーシップを取ってほしいですね。日本のコンピュータ技術の現状から見てもそれは可能だと思います。

司会 どうも有難うございました。

＜資料＞

プログラム権法（案）の骨子

(1) 法の目的

プログラムの保護及び利用を図り、プログラムの開発、流通、利用を促進することにより産業経済の発展に寄与すること。

(2) 保護客体

プログラム（ソースプログラム、オブジェクトプログラム）を保護の対象とする。

(3) 権利の内容

1. 使用权を新たに創設する。
2. 改変権（範囲を限定する）、複製権、貸与権を創設する。
3. 人格権に関する規定は設けない。

(4) 権利の発生

権利は創作により発生する。（使用权については登録を権利発生要件とすることも検討）

(5) 権利期限

15年程度が適当である。（ただし、国際的合意により短縮を図ることを前提に、米国等の保護期間を考慮してある程度長期間として制度を発足させることも一案である）

(6) 登録及び寄託

1. 形式審査による登録制度を創設する。
2. 登録時にプログラムの寄託を受理し、非公開にて保管する。
3. 登録されたプログラムは、その機能の概要を公示する。

(7) ユーザーの保護

1. 通商産業大臣はプログラムの取引に関し、表示内容等指針となるべき事項を公示する。
2. プログラムを販売する者は、上記指針に基づき、販売するプログラムに一定の内容表示をすく等の義務を負う。
3. プログラム作成者が保守義務を果たせなくなった場合に備え、登録機関がソースプログラムを受理する特別寄託制度を設ける。

(8) 裁定制度

1. 既存のプログラムを利用して新たにプログラムを作成した場合。
2. 公共の利益のために必要な場合。
等について、適正な対価と一定の条件のもとで裁定により当該プログラムを利用できる制度を設ける。

(9) 権利侵害に対する措置

差止請求、信用回復の措置、損害額の推定、刑事罰の規定を設ける。

(10) 紛争の処理

1. 斡旋、調停、仲裁、判定制度を設ける。
2. 通商産業大臣は、プログラム審査委員（仮称）を任命し、紛争処理に当たらせる。

(11) その他

1. プログラムについては著作権法の適用がないことを明確にする。
2. 法人の従業員が制作したプログラムの権利の帰属を明確にする。
3. 基礎となるプログラムの標準化について必要な措置を講ずる。

プログラム保護のあり方

朝日新聞 論説委員

簾 野 寿 雄

1. なぜソフト保護か

機械を動かしたり、情報を処理したりすることだけでなく、人間の思考や判断だって、その作業過程を細分化してぎりぎり詰めて行けば、すべての過程はイエスかノーか、0か1かの二者択一で処理されるのではなからうか。思考も窮極のところ、逐次的な計算処理に還元できるといえないか。

そこで、こうした計算処理ができる機械をつくる。そして、必要のつど機械の外から機械に対して命令を出し、その命令がある限りそれに忠実に仕事をさせる。仕事の難易、水準の高低は、すべて命令次第であり、機械の方はどんな命令でも受けられる汎用性と計算処理の物理的能力の大小が問われるだけである。

いまのコンピュータというものの背後にある考え方は、ざっとこういうものだろう。すなわち、中央処理装置と記憶装置を中心とした機械（ハード）を、プログラムと呼ばれる電子化された命令（ソフト）でもって動かし、特定の仕事をさせるという二元構成になっている。計算を担当する中央処理装置の演算速度はますます速くなり、計算の素材や結果を貯えて記憶装置の容量も増大しているとはいっても、それを動かす技術、ハードの高性能をフルに生かすソフトがなければ、宝の持

ち腐れである。ソフトが死活的に重要なのだ。

ソフトは機械に対する命令の与え方、すなわち計算処理の手順を示すものであるから、高度なソフトになればなるほど、手順も複雑でかつ量も膨大なものになる。何万行、何十万行になることもまれではない。しかも、プログラムの中に一つでもミスがあれば、致命傷になりかねないのだから、ソフトづくりには大変な労力と時間とカネがかかる。

米国では、いまや情報処理コストの8割はソフトに向けられているといわれるが、わが国でもソフト開発高は5兆円に達しているとの試算もある。「高度」という修飾語が冠されるほどに、今後、情報化が進展するとすれば、ソフトの需要は高まりこそすれ衰えることはあるまい。これに対して、ソフトの開発、供給は追いついて行けるのだろうか。資金的にも、人材面からみても、問題なしとはしない。

ソフトにはもう一つやっかいなことがある。きわめて簡単にコピーされうることである。大勢の人手と長い時間、多額のカネをかけて開発したものであっても、無断でコピーされ、トンビに油揚げをさらわれてしまうのでは、馬鹿らしくてソフト開発もできまい。とくに、知識労働ないし無体の知的生産物に対する評価が低く、ソフトの無断コピー、無料コピーが横行しやすいわが国

では、現状を放置すれば深刻なソフト危機に見舞われる危険が予想される。

高度のソフト開発を促がすには、社会としてもソフトの財産性を認め、その権利を法律ではっきりと保護することが必要である。

しかし、保護といっても、過度になり、私蔵を奨励するものになってしまってはなるまい。高度情報化社会の利便を社会の成員が均しく分かち持つようにするには、ソフト開発の成果を広く社会に還元することも、また、欠かせないことである。その際、ソフト開発者の正当な利益を十分評価することを条件にすることはいうまでもない。

コンピュータのソフト保護と、あわせてその社会的活用を可能にする法制の確立が望まれるゆえである。

2. 特別法か著作権法か

それなら、どんな法制がいいのか。産業構造審議会情報産業部会が1983年12月に「プログラム権法」という新規立法を提唱すれば、1カ月後の84年1月に著作権審議会第6小委員会が著作権法の改正でソフト保護を行うべしとの報告を出した。

プログラム権法の主な柱は、(1)プログラム開発者にプログラムの使用権、複製権、貸与権、改変権を認める(2)ただし改変権は範囲を限り、著作者人格権的なものは認めない(3)既存プログラムを利用して新しいプログラムを開発するなど一定の条件に合う場合には、適正対価のもとで、既存プログラムの利用を強制許諾させる裁定制度を設ける(4)保護期間は15年とする——の4点といえよう。

これに対し、著作権審議会の報告に拠る文化庁は使用権の創設に反対し、改変権については著作者人格権の制限と翻案権の解釈(既存プログラムの実質的な内容及びその表現を受け継ぐ場合は翻案に当るが、既存プログラムを参考にし、その機

能を向上させた改良プログラムは、新たな著作物の作成に該当する)によって対応しようとする。また、強制許諾については、一般的な制度にすることには否定的ながら、限定された範囲内での可能性を残し「引き続き検討する」という立場をとっている。

この稿の執筆段階では、政府内の調整がついていないが、結論を出す前に吟味すべきことがある。

第1は、コンピュータ・ソフト、とくにプログラムの性格をどうみるかである。

上述したように、プログラムはコンピュータという機械を動かす手順であり、ハードの利用技術である。機械にかけられ、直接その作動を指示するオブジェクト・プログラムは電気信号の集まりであり、人間には知覚できない。だから、プログラムは「人間の知情意に訴えて、その精神活動に影響を与えることを未来の目的とする著作物」(著作権審議会第2小委員会報告。73年6月)とはいいがたい。「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法第2条)という著作物の定義からもはみ出るものである。著作権法の著作物の例示規定にプログラムを追加するだけで、片付く問題ではない。著作権法にいう著作物の範疇に無理に押し込めるよりは、プログラムの性格に見合った法制を考えた方がよい。

第2に、プログラムに与える保護、権利の内容である。プログラムとは、何度もいうように、利用技術であるから、それが使用されてはじめて真の価値が発揮されるものだ。とすれば、プログラム保護とは、プログラムが不正に使われないよう当該プログラムの開発者を保護すること、言い換えれば、開発者に使用を専有する権利を付与することが中心課題となる。産構審の答申が、使用権の創設を提唱したのは理にかなっている。

権利者に無断でプログラムを複製することを禁

ずる権利や、同じく無断でプログラムを業として第三者に貸与することを禁止する権利を認めることも、当然のことである。この点は著作権と共通する。

プログラムは絶えず改変（バージョンアップ）される宿命にある。プログラム開発と利用の実態をみれば、他人の開発したものも含めて既存のプログラムを基礎として、その一部を修正したり、新たなものを追加したりすることが常に行なわれている。ソフト開発のための資源が、人的にも資金的にも、乏しい現状（将来は一層ひどくなりそうである）では、その少ない資源の有効活用、重複投資のむだ排除という観点からも、こうした改変を法的にも認めることが必要であろう。

しかし、それが行き過ぎて、原プログラム開発者の利益を不当に侵害するものとなってはならないから、まず、原開発者に、原則として無断改変を禁ずる権利を与え、同時にその一部を制限するという法的仕組みが求められる。つまり、プログラムの場合は、その開発者に改変の専有権を認めるにしても、それははじめから制限を含んだ限定的な権利ということになる。84年2月に通産省が公表した「プログラム権法第一次要綱案」は、改変を「原プログラムの電子計算機に対する指令の創作的な組合わせの全部又は主要部を用い新たに創作性を加えプログラムを作成すること」と定義している。これを裏返せば、一部又は主要部以外には改変の専有権は及ばない、自由に利用できるということである。何が一部であり、主要部であるか、線引きはそう簡単ではなからうが、法律上、改変権の及ぶ範囲をできるだけ具体的に書き込むことが要請される。

バージョンアップがプログラムの重要な特性の一つであるとすれば、プログラムに著作権法の同一性保持権を認めるのはふさわしくないだろう。この同一性保持権は、人間の思想感情の創作的な

表現を、著作者が望む限り、いつまでもそのままの形で保持することを保障する権利であり、著作権の核心をなす著作者人格権のなかでも最も重要な権利である。だから、著作権法においては、これを制限することは真にやむをえない場合に限りられており、従って、それは除外規定という形で法制化されている。

プログラムにおける改変権の制限は、プログラムの機能向上やより高水準のプログラムの開発が社会公共の福祉に役立つとの観点から、これを社会的に是認して行こうというものである。同一性保持権の適用除外ということで律すれば足りることではない。ついでにいえば、著作者人格権には、同一性保持権のほかに、氏名表示権、公表権があるが、これらもプログラムの保護には不要のものであろう。

著作権法には、改変権に類似のものとして翻案権がある。しかし、これについては、翻案権の範囲が不明瞭であり、これで行くと過度の保護になり、プログラムの開発技術を阻害する恐れがあるとの懸念が、産業界のみならず学界にもある。やはり、プログラムというものの特性に見合った、著作権法の翻案権とは別種の改変権を創設するのがよいということにならざるをえない。

プログラム開発者に与えられる権利は、使用、複製、改変、貸与を専有する権利であるが、コンピュータを動かす利用技術であるというプログラムの性格上、これら専有権の行使はプログラムの社会的活用というもう一つの公益とバランスをとることが望まれる。適正な対価と公正な第三者による裁定を条件としてだが、場合によっては、プログラムの使用等の許諾を原権利者に強制する必要もでてこよう。これを可能にする法律上の仕組みもいる。

以上のようにみてくると、プログラムの保護は新しい法律で考えた方がよいとの結論にならざる

をえない。そして、その際、プログラム権法を提唱した産構審の考え方が大いに参考になる。

もちろん、プログラムに与える権利には、著作権法の権利内容と共通ないし類似するものも少なくない。だから、他に適切な法がない状況下では、解釈論によって著作権法上の保護を与えることはできようし、またそうすることが、社会正義上、要請される場合も出てこよう。東京、横浜の両地裁が、それぞれ82年12月と83年3月に、コンピュータゲームのプログラムに著作権法上の保護を与えたのも、こうした事情からと思われる。

このことは、しかしながら、すべてのプログラムが著作権法で保護されるということを意味するものではない。すべてのプログラムを著作権法で保護すべしとっているわけでもない。プログラムの特性からみてどんな法的保護が最もふさわしいかという立法論は、著作権法の解釈論や判例とは別に、十分成立しうることである。いな、そういう立法論が必要な時に、いまわれわれはいると

いっている。また繰り返しになるが、プログラムは著作権法が保護対象とする著作物とは基本的に異なるものだ。その保護を著作権法の解釈に依存するよりも、また、プログラムを取り込むために著作権法をへたにいじるよりは、プログラムの性格と保護目的に最適な法律を新しく制定した方がいい。新しい酒は、やはり、新しい革袋に盛るべきである。

3. 国際的な動き

プログラムの法的保護は、わが国だけでなく国際的にも議論されていることである。プログラムの国際的な取引が今後ますます進むことは間違いないと思われるので、わが国としても国際動向に無関心ではいられない。世界知的所有権機関(W

IPO)と米国の動きを簡単にみておこう。

WIPOは1978年に「コンピュータ・ソフトウェア保護のためのモデル法案」を発表、79年11月にはこの問題に関する専門家委員会第1回会議を開いて国際協力のあり方を議論した。81年3月には26カ国、2国際機関、8民間機関を対象に、ソフト保護のための新たな条約の必要性を問うアンケート調査を行った。83年6月には、このアンケート調査結果とWIPO事務局が準備した条約案を検討する目的で2回目の専門家委員会を開催した。

アンケート回答の過半数は、ベルタ、万国両著作権条約ではソフトはまったく保護されないか、保護されるにしても不十分と答え、新しい条約の締結を望ましいとする空気を感じさせた。しかし83年の専門家会議では、逆の意見が強く出された。すなわち、かなりの数の国で、現存する著作権法で保護しようとする傾向が強まっていることが報告され、両条約の改正やそれに代るべき最良のソフト保護形態の検討は時期尚早との結論になった。新しい条約案の審議はタナ上げにされた。

これだけからすると、プログラムは著作物であり、従って著作権法で保護するというのが国際的合意のようにとられやすいが、必ずしもそうではないことも知っておく必要がある。オランダ代表が「著作権法が最適なワク組み (most appropriate basis)」と強い表現を使い、西独も「著作権法が効果のあるものとして使える (available)」と述べたが、著作権法によって保護されているという司法省の立場を紹介したフランスは、プログラムが著作物か否か、著作権法で十分保護されるかどうか、さらには、両条約のカバーする範囲も点検し直してみなければならぬと言いつけている。ユネスコ代表も同じような検討の必要性を訴え、WIPOのボグシュ事務局長も「コンピュータ・ソフトウェアが著作物かどうかについては、条約

は何も言っていない (silent)」と指摘している。

現存の両著作権条約は文芸(学)的、学術的、美術的著作物を列挙ないし例示しているが、著作物の明確な定義を欠いている。従って、プログラムが条約にいう著作物か否かは各国がそれぞれ決めるしかない。

わが国の場合、文化庁は著作物と解釈しており、プログラムの法的保護に当っては条約に違反することはできないとの立場をとる。しかし、プログラムは著作物ではないと考えれば、通産省案のような別種の立法で保護したとしても、それは条約違反とはならない。

わが国がプログラム権法をつくり、その線に沿った国際的保護を提唱することは、早期実現の可能性は別として、法的には何ら問題はないし、望ましいことである。

もう一つ、米国との問題というのは、米国政府が通産省案に重大な懸念を表明し、両国間に新たな経済摩擦を引き起こしかねない情勢になっていることである。米国が問題を提起しているのは主として保護期間と裁定制度の二点だ。なかでも後者に対しては非常に疑心暗鬼になっている。米政府関係者の発言と通産省にも手渡されたと思われる関係文書のなかから、彼らの言い分をいくつか紹介してみよう。

「著作権条約には強制許諾を認める条項があるが、きわめて限定されている。1971年の万国著作権条約改正で開発途上国により広い強制許諾制度が認められたが、これは逆にいえば、先進国は一般的な強制許諾制度を導入することはできないことを意味する。そういう強い意見が報告書の中に盛り込まれた」

「通産省案は著作権法から見なければならぬが、その限りでいえば、同案の強制許諾制度は両条約とは明らかに矛盾する」

「通産省案は特許の原則に基づくものであり、

条約上の義務違反にはならないという議論の妥当性について、米国は強い疑問をもつ。同案は、反対に、条約上の義務を回避しようという明白にして不幸な努力のようにみえる」

「問題の核心には、通産省が強制許諾の権限を握ろうとしていることがある。安い料金を(米国製ソフトを)入手しようというねらいであり、大変危険な案だ」

「通産省案から強制許諾条項を削除したらハッピーだ。裁定に不服なら裁判に訴えればよいといっても、判決ができるまでは、裁定が効力をもつ。裁定の効力が凍結されるのなら話は別だが…」

こうした発言の底には、ソフトでは米国企業にくらべて遅れている日本企業に有利な裁定を下すのではないかと、との不信が横たわっている。「米国は著作権法を改正して、日本のソフトを保護しないこともできる」との恫喝的発言もきいた。

通産省は、米国に十分説明すればわかってもらえるとの立場をとっているが、IBM事件の記憶もまだ生々しい時だけに、へたにこじれると大変なことになる。十分な意思の疎通を期待するが、一番肝心なことは法成立後の運用で公正さを実証することだろう。

このことは単に日米間だけでなく、国内の企業同士の関係についてもいえることである。裁定制度はプログラム権法の最大のポイントであるだけに、もしその運用の公正さに疑問が呈されるようなことがあれば、折角の新法もその立法目的に反して、ソフトの開発、流通を阻害するものになってしまうだろう。仮りに、そういう事態を招いてはならない。

ソフトの開発にあたる人も、これを利用する人も、ソフトの法的保護の意義を正しくとらえ、共存共栄のなかでわが国のソフトのレベルアップに貢献してもらいたい。

インサイド・レポート

オリジナル・ソフト に実績を誇る

ソフトウェアハウスにTQCを実践

日本ビジネスオートメーション(株)

高まるソフトウェア企業の評価

ソフトウェアの重要性が高まるにつれて、ソフトウェアハウスの業界発展に果たす役割も大きくなっている。昨年度の情報化月間でソフトウェア業界のパイオニアの1つである日本ビジネスオートメーション(株)(JBA)が、情報化促進貢献企業として表彰を受けたことは、その意味でも大きな意義のある出来事といえた。わが国のソフトウェアハウスの技術力が社会全体の発展に確実に寄与している事実が公的に認められたと言ってよい。「わが社の業務は多岐にわたっていますが、中心は、ソフトウェア製造技術です。常に最先端技術の頂点に関わって技術を蓄積してきましたので、自信も十分あります。また、ソフトウェア・パッケージの流通促進にも実績を持っています」

鈴木良武社長は、控え目だがハッキリと言いつけている。その言葉は、21年にわたって培ってき

た実力が正しく評価されたことに対する喜びが率直に表現されている。

JBAは、昭和37年8月、わが国情報産業の先駆的役割を担って産声を上げた。当初の主たる業務は、電子計算機の運用、オートメーションシステムの調査、研究、設計が中心だったが、創業以来、増大する情報処理サービスのニーズに対応して、全国主要都市に支店、営業所及び情報処理センターのネットワークの輪を広げて順調な発展を遂げてきた。

その一方では、IPA(情報処理振興事業協会)JSD(協同システム開発)などの委託プロジェクトによるシステム開発にも積極的に取り組み、大きな成果を上げている。こうした実績に加えてソフトウェア業界の諸団体の中心的メンバーとして大きな役割を果たし、業界の発展に貢献したことも、表彰理由の1つの対象だったことはいうまでもない。

現在、JBAの活動の分野は、ますます拡大の一途をたどっている。前に述べた委託開発による

ナショナルプロジェクトをはじめとして防災、公害医療、気象などの社会システムの開発からソフトウェアの開発、システム関連機器の販売、事務計算、科学計算の受託及びサプライ用品の販売など広範囲に及んでいる。

「ソフトウェア・パッケージの販売の成績も伸びています。パソコン用のOSソフトウェアとして人気のあるUSCDX-Pシステムなど、この2年間で600本も売れています」（鈴木社長）

多数のオリジナルソフトウェア

JBAが自信を持って薦めるソフトウェア・システムの1つに「有限要素法による汎用流体解析プログラム」がある。このシステムは、熱をともなった空気や水の流れの測定を基にして建築物の内部の温度分布計算を行うなど、構造物の強度計算などに大きな威力を発揮している。FEMINASと呼ばれるこのシステムは、有限要素法を用いているため任意の境界形状が扱えること、二次元及び三次元の熱流動解析が可能なることから、幅広い適用範囲があり大手の建築会社をはじめとして多くの販売実績を上げている。

システムの概要は以下のとおり。

○対象

- ・非圧縮粘性流体
- ・流速場での拡散
- ・ブシネ近似を用いた自然対流

○解析手法

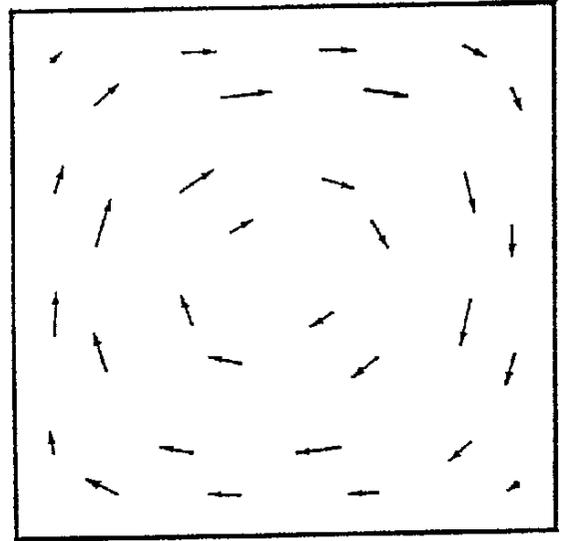
- ・基礎式 非圧縮ナビエ・ストークス方程式
エネルギー方程式

○境界条件

- ・流速指定
- ・温度指定
- ・圧力指定
- ・熱流速指定
- ・フリースリップ条件
- ・熱伝達指定

○形状関数

- ・二次元：三角形要素
- ・圧力：一次多項式
- ・流速・温度：二次他項式
- ・三次元：四面体要素
- ・圧力：一次他項式
- ・流速・温度：二次他項式



▲二次元解析例(二次元流速ベクトル)

▼三次元解析例

要素数80 流速節点227の場合

使用計算機	コアメモリーサイズ (ワード)	1ステップ当りの計算時間 (秒)	1ステップ1流速節点当りの計算時間 (秒)
TOSBAC-5600	49K	368	1.62
CRAY-1	70K	4.27	0.019

いうまでもなくFEMINASは、JBAの技術陣が独自に開発したソフトウェアである。社業の伸展とともにその守備範囲も広がったが、「中核はやはりソフトウェアの製造技術です」と鈴木社長が強調する所以である。

この外、JBAの技術陣が開発したソフトウェアにはさまざまなものがある。アトランダムに挙げると、本格派マイコン用データベース管理システムであるPDBS/PDBS-Ⅱがある。PDBS-Ⅱは、16ビットマイクロコンピュータ+ハードディスク向けのデータベースシステムで大型コンピュータ並みのDBMSをマイコンで走らせることができるシステムである。また、DOCUMENTEX（ドキュメックス）は、マイクロコンピュータユーザ向けの本格的文献検索システムで、多忙なビジネスマンや技術者、研究者などの不可欠な友になっている。情報検索システムでは、対話型情報検索用ファイリングシステムPASOFIL（パソファイル）も、プログラミングの必要のない手軽なシステムとして幅広いユーザニーズを持っている。

“SEは一級建築士である”

業容の拡大につれて、ソフトウェア業に携わる各企業は、その体質の改善と強化という新しい課題に直面している。個々の技術者の技術力のレベルを高め、いかにしてソフトウェア開発の効率を高めるか。しかもそうした体制をいかに組織的に実現していくかという課題である。また既存のソフトウェア・パワーの能力を十分に生かしきるために、組織の活性化を高めるという問題も忘れられない。各企業が、それぞれの方法でQC的小集団活動を模索しているのは、当然のことといえよう。

しかし、問題は極めて深刻である。説明するまでもなくソフトウェア産業は前例を持たない新しい産業である。どの企業ともそうした組織活動の経験がない。先輩であるコンピュータ・メーカーのノウハウを下敷きにしなが、文字どおりの模

索を行っているのが今日の姿といえる。もともと頭脳集団であるソフトウェアハウスは、QCにはなじまないという意見もある。しかし、営業部門はもとより本社の管理部門にすらTQC（総合的品質管理）が導入されている現実を見るまでもなく、この議論は何らの説得力を持たないのは明らかである。

この分野でもJBAは、先導的な役割を果たしている。すでに何年も前からQCサークル活動を行っており、外部発表の経験も持っている。

「組織的な教育システムも充実していると自負していますが、本社だけでなく各営業所レベルでもサークル活動を徹底しています。随時、プロジェクトを編成するとき以外は全員参加を原則にしています。10人程度のグループを作り、それぞれが独自のテーマを見つけて活動しています。テーマの発見から、その解決手法の発見、問題解決の経験を積み重ねるなかでモラルも上がり、品質管理の思想も高まってきています」（鈴木社長）

ソフトウェアの開発にとって、客先のニーズ、要求を完全に理解することは絶対不可欠の条件である。システムが出来あがったとき、「こんなはずではなかった」といった評価がでるようでは、そのシステム開発は失敗だったといわなければならない。客先のニーズが完全に満たされたときシステム開発は初めて終わるのである。

このことに触れて、鈴木社長は“SE一級建築士論”を展開している。家を建てる時、建築主は自分なりの出来上りのイメージを持っている。しかし、そのすべてを言葉で表現することはできない。建築士は、そのイメージを完全に汲み取って、建築主の望みどおりの家を手渡すことを求められている。それが出来て初めて優れた建築士といえる。SEもまたしかり、と鈴木社長は言うのである。

コンピュータ・システムの セキュリティ対策に関する アンケート調査結果

当協会では昨年5月産業構造審議会情報産業部会における審議資料とするため標記のアンケート調査を行った。ここではその集計結果の概要を紹介する。なお、この調査結果は昨年12月の中間答申の付属資料として用いられている。

1. 調査の概要

(1982年1月～12月における

システム障害等による

主力コンピュータ・システムのダウン状況)

(1) 調査時期

調査票郵送 5月26日

回収締切 6月20日

(2) 回収状況

発送数 2,363通

回収数 902通

回収率 38.2%

(3) 投資規模別回収状況

表1

投資規模	回答数	%
5,000万円未満	86	9.5
5,000万円以上 1億円未満	101	11.2
1億円以上 10億円未満	437	48.4
10億円以上 30億円未満	161	17.8
30億円以上 50億円未満	35	3.9
50億円以上 100億円未満	31	3.4
100億円以上	42	4.7
不明	9	1.0
合計	902	100.0

・原因別平均ダウン回数：ハード・OS 8.0回
ソフト 4.3回
回線 3.1回
オペレーション 2.2回
その他 1.3回

・平均ダウン間隔 463.1時間
・平均ダウン時間 71.6分
・ズーム復旧時間 77.8分

(2) 仮にシステム障害等により

コンピュータ・システムが

停止した場合の影響

(オンライン・システムが

1時間ダウンした場合)

④ 自社の受ける影響(損害)

影響なし 28 (4.1%)
軽い影響 151 (22.2%)
やや重い影響 237 (34.9%)
かなり重い影響 169 (24.9%)
重大な影響 93 (13.7%)

2. 集計結果

- (1) システム障害、犯罪等によるシステム・ダウンの発生状況

データバンク

⑤ 社会的影響・広がり

影響なし	391 (64.3%)
近 隣	50 (8.2%)
都道府県	24 (3.9%)
地方ブロック	31 (5.0%)
全 国	112 (18.4%)

(3) 仮にデータの漏洩・破壊等が生じた

表2 場合の影響

軽 い 影 響	89 (10.3%)
やや重い影響	213 (24.7%)
かなり重い影響	255 (29.6%)
重大な影響	304 (35.3%)
合 計	861 (100.0%)

(4) セキュリティの確保に関して困難を感じている事柄

表3 (多重回答)

コストの問題	682 (75.6%)
物理的問題	316 (35.0%)
運用管理的問題	250 (27.7%)
技術的問題	262 (27.0%)
効率、操作性の問題	328 (36.3%)
特に感じていない	87 (9.6%)

(5) セキュリティ対策への

コスト支出限度

全コンピュータシステム

(含ハード、ソフト)投資に対する

セキュリティ対策設備投資の最高限

表4

0 %	63 (8.2%)
0 ~ 3%	388 (50.2%)
4 ~ 6%	181 (23.4%)
7 ~ 10%	98 (12.7%)
11 ~ 20%	27 (3.5%)
21 ~ 30%	9 (1.2%)
31% 以上	7 (0.9%)
合 計	773 (100.0%)

(6) セキュリティ対策を更に強化するため今後開発・実用化を促進すべき技術上の課題

表5 (多重回答)

設計段階における自動化技術	226 (25.0%)
自動プログラミング技術	125 (13.8%)
ソフトウェア検査技術	404 (44.7%)
アクセス・コントロール技術	261 (28.9%)
ロギング技術	174 (19.2%)
暗号化技術	303 (33.5%)
障害診断技術	378 (41.9%)
ファイル回復技術	471 (52.2%)
障害回復技術	407 (45.1%)
そ の 他	15 (1.6%)

(7) 保 険

災害・犯罪などの偶発的な事故による
コンピュータ・システムの損害を補償す
るコンピュータ総合保険について

表6

情報化保険を既に利用している	78 (8.8%)
内容は知っているが利用していない	294 (33.2%)
名前を聞いたことがある程度	394 (44.5%)
全く知らない	119 (13.4%)
合 計	885 (100.0%)

データバンク

(8) システム監査制度

システム監査制度の導入

現在導入済	92 (10.4%)
現在未導入	225 (25.5%)
将来導入予定あり	141 (16.0%)
将来導入予定なし	80 (9.1%)
将来未定	344 (39.0%)

(9) コンピュータ・システムの

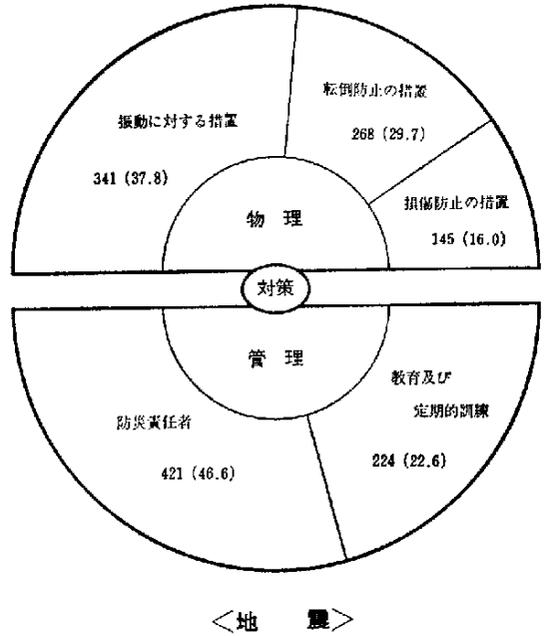
セキュリティの確保についての

国への要望

(多重回答)

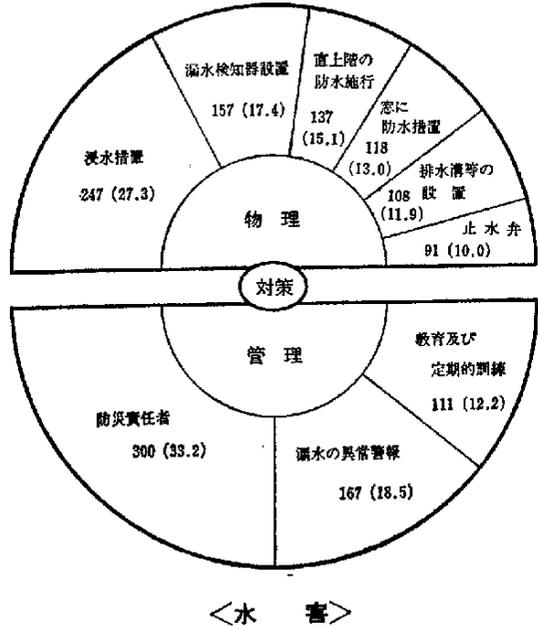
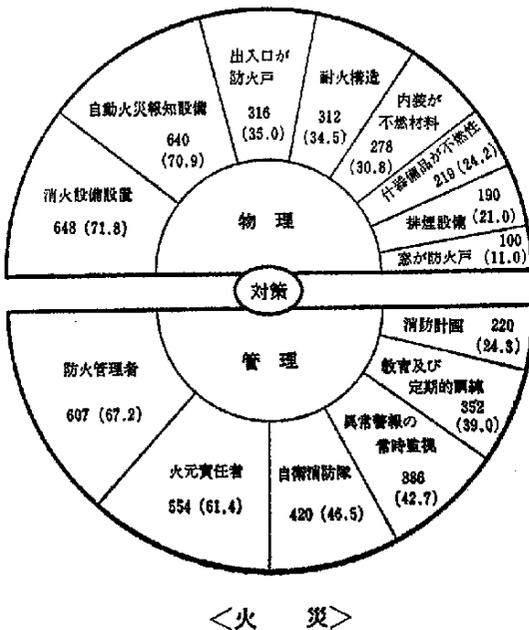
表7

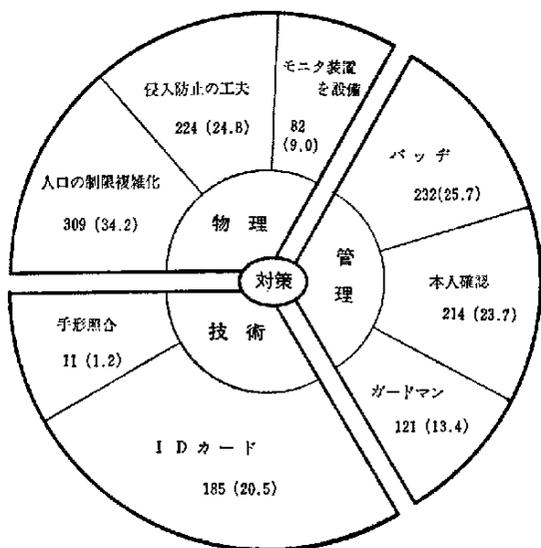
セキュリティ対策のガイドライン作成	465 (50.5%)
セキュリティ対策実施のための助成措置	427 (47.3%)
セキュリティ向上のための技術開発	360 (37.7%)
セキュリティ対策実施促進のための法的措置	232 (25.7%)
その他	14 (1.5%)



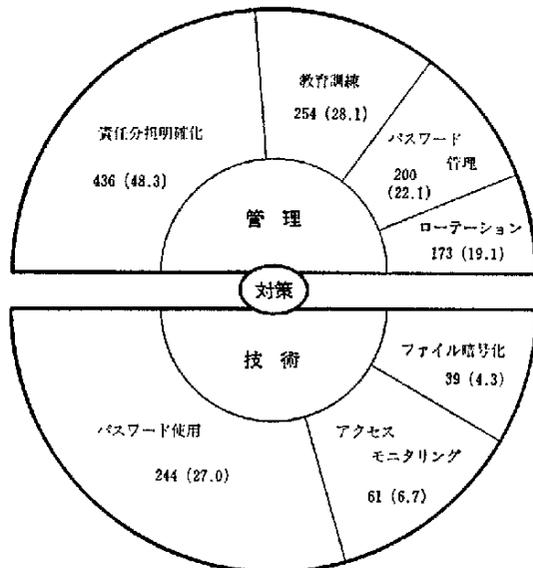
(10) リスク要因別セキュリティ対策状況

() 内は%

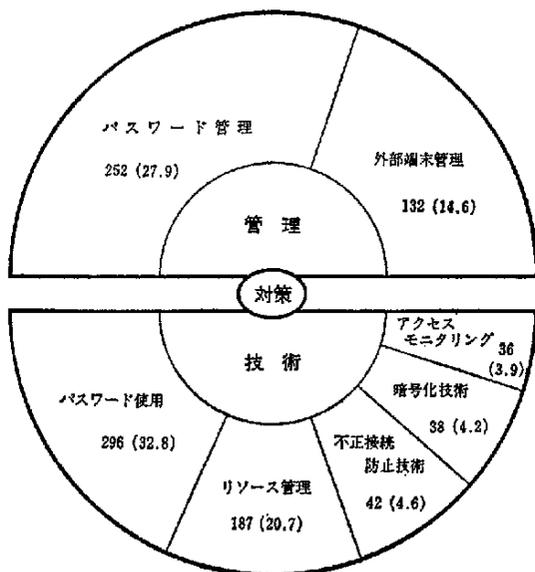




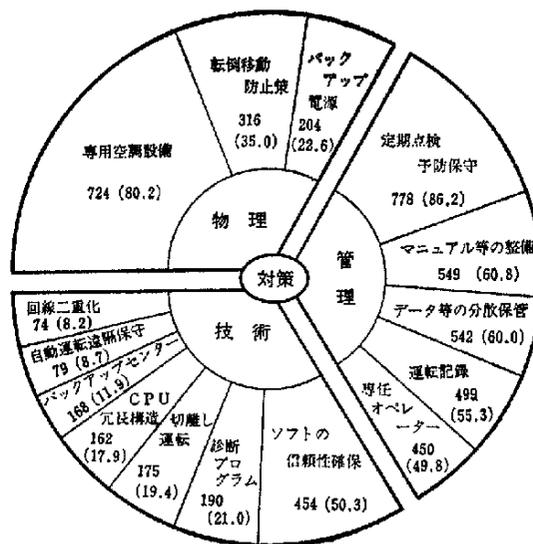
〈不法侵入〉



〈内部要員の不正〉



〈不正アクセス〉



〈システム障害〉

VAN 雑感



日本電子計算(株)大阪支店営業部次長

岡田 政之

小生の名刺の裏に、当社の主だったサービス品目、すなわち「受託計算サービス」、「各種プロジェクトの調査・研究」、「ソフトウェアの開発・販売」、「オンライン・ネットワーク・サービス」、「データベース（情報提供）サービス」、「大型科学技術計算（LASS）サービス」、「各種コンサルティング」、「情報機器の開発・販売」の列記をしているが、最近、新たに「VANサービス」を追加した。

新しい顧客と名刺交換の後、話しの成り行きにより、この名刺を裏返していただき「当社も昨年からVANサービスを始めてネ」と切り出すと、ほとんどの方が「ホウ、VANをネ……」と興味深そうに、次の小生の言葉を期待される雰囲気を感じる事が多い。

それだけ「VAN」に対する関心度が高まっているものと思われる。

それには各種新聞、雑誌、テレビといったいわゆる「オールドメディア」により、ほぼ連日、CATVやCAPTAIN、INSや通信、放送衛星といった「ニューメディア」ともども、様々なアングルからニュースや記事として紹介されている事にもよるだろう。

その他、各種の外部セミナーや講演会において、従来なら無関係と思われるジャンルの人達の間でも、その関心度が高くなっている事を痛感する。

とくにVANについては、その動向が我々VAC（付加価値通信業者）の今後の死命を制するだけに重大関心事となる。

いきおい毎朝、新聞をひらく時、そのあたりのニュースを鶉の目、鷹の目で追いかける事になる。

そこでいつも気になるのは、あたかもVANがINSと同様、目的的なとらえ方がなされているケースが多いという事である。

INSがそもそも（“「I」いったい「N」なにのことやら「S」さっぱりわからない”）といった戯れ言から（“いったいなにを「する」のだろう”）とニュアンスの変化が認められるが、VANについても懐かしいジャケットメーカーの名前とか、屋根付きの箱型貨物自動車といったものから、（“「V」場代を払って「A」安全に「N」何なりと”）といった完全に安全を保障された場所の利用と、その「場」を有効に活用しえるソフトウェアを利用するという、いわば道具、手段の1つであるという認識が変わる事が大切だと思われる。

大事な点は、VANのネットワーク網を核とした通信施設および強力なコンピュータ設備に「データ」を委ねて、いうところの「付加価値」をのせて「情報」として取り出したものを、真に価値ある生きた情報にするかという事であり、それが抜けると、単なる便易性の追求に終わってしまう。

そのためには、まずデータの発生する現場から、VANという「場」を経由して「情報」となしうるための一連の環境整備を一貫して心がける必要があるかと思われる。

いうならば、「VAN」の前後にVA (value added) をという事になるだろうか。

当社が一昨年から手がけたいわゆる「VAN」業務も、システムの合理性を追求する中で、結果的にVANになっていたという感じである。

すなわち、誰れでも簡便に取り扱えて、物流、情報流を最短距離ではかるには、その伝送手段はネットワークであり、それも複数の企業と結ばねばこのシステムとして生きてこないという事になる。

さらにいえば、いくつかの定性情報にそこから発生する側面情報が付加されるだけで、イメージが立体化し、一層情報としての有益性が増すという事を顧客と一緒に確認しあいながら進めた結果がVANであった。

勿論、その背景として、当社が民間では、わが国最初の商用オンラインを昭和46年にスタートさせTSS・RJEサービスを開始させた技術的裏付けと、その後のネットワーク拠点の拡大や、ホストマシン・周辺機器等諸設備の増強や、いち早い設備面、運用面の完全対策の実施、さらには1千有余の社員からなる豊富な技術陣の支えがあったればこそではあるが。

いずれにせよ、VANを上手に活用すれば企業内・企業間の事務を効率化し、ひいてはわが国経済社会全体の発展に寄与しうると確信する。しかし、ワードプロセッサや、安全・信頼性確保のための設備に多大な投資を要するのも事実であり、本格的なVANの制度作りと共に、VANを育成するための環境づくりも望まれるところである。

JIPDECだより

本 部

◇昭和58年度第2回理事会開催

さる3月16日、本年度第2回理事会が開催され、昭和59年度の事業計画及び収支予算等が承認された。主な事業内容は次の通りである。

〔調査・研究・開発〕

1. 海外における情報処理及び情報処理産業の実態調査
2. わが国の情報処理に関する動向調査
 - ①オンライン利用状況調査
 - ②情報化基盤問題に関する調査研究
 3. 情報化の推進に関する調査研究
 - ①オンライン制度に関する調査研究
 - ②ニューメディアのインパクトに関する調査研究
 4. 高密度通信処理における分散情報統合利用システムの研究開発
 5. 文章情報データベースの総合利用に関する調査研究
 6. ソフトウェア開発・運用の高度化・効率化方法に関する調査研究
 7. 地域内オンライン・ネットワークによる情報流通システムに関する調査研究
 8. マイクロコンピュータの応用に関する調査研究
 - ①基盤整備調査

- ②応用技術調査
- ③マイクロコンピュータ利用研究会の開催
9. マイクロコンピュータの利用に関する共通的な技術開発
10. 受託調査・研究・開発〔教育〕
 1. 上級情報処理技術者等の養成
 2. 情報処理技法の調査・研究
 3. コンピュータ啓蒙講座の開催〔コンサルテーション, 啓蒙, 普及〕
 1. コンサルテーション
 2. シンポジウムの開催
 3. 情報化月間行事
 - ①総合広報の実施
 - ②展示会の開催(地方5都市)
 - ③情報化国際講演・討論会の開催
 - ④講演会の開催(地方6都市)
 4. 日・独フォーラムの開催
 5. 広報
 6. 会員に対するサービス活動

◇情報処理に関する研究会開催

現代社会において、いまやコンピュータは不可欠な存在となっているが、一方コンピュータの利用分野の拡大、高度利用に伴いコンピュータ犯罪、データの破壊、プライバシーの侵害等数々の問題も発生している。

このような社会情勢のもとに、昨年12月に提示された産業構造審議会情報産業部会中間答申を中

心として「情報化の進展とコンピュータ・セキュリティ」をテーマに第22回が次の通り開催された。

日 時 3月23日(金)
13:30~17:00
会 場 機械振興会館
6F-66号室

後 援 通商産業省
内 容 「通商産業省のコンピュータ・セキュリティ政策一産業構造審議会産業部会の中問答申」
講師:柴崎徹也
(通商産業省)
「システム信頼性とセキュリティの向上」
講師:石崎純夫
(協富士銀行)

また、第23回研究会を、「ソフトウェア開発の生産性向上対策」をテーマとして次の通り開催する予定である。

日 時 3月29日(木)
13:30~17:00
会 場 機械振興会館
B3研修2号室

定 員 100名
参加料 無料

お問合せ、お申込みは当協会業務部業務課(電話 03-434-8211 内線 443)まで



■ベンチャービジネスの振興策

中小企業庁は、創造的知識集約化を推進し、新しい分野の開拓の担い手として期待されているベンチャービジネスの振興を図るため59年度新たに以下のような関連施策を講ずることとしている。

○技術改善対策の強化（補助金）

最近の技術革新の進展等の環境変化に対応し、新しい分野の開拓及び創造的知識集約化の担い手としてのベンチャービジネスが行う研究開発に対して総合的かつ機動的な助成を行うため、従来の技術改善費補助金に「研究開発型企業枠」を創設する。

59年度 58年度
技術改善費補助金 1296 (1068)
一研究開発型企業枠 200 (0)
交付先：中小企業者等
補助率等：1/2, 10件
単位：百万円

○先端技術の活用促進（財投）

中小企業の先端技術の活用・導入を促進するため、先端技術を利用

して製品を製造する者等に対する融資制度を創設する。

中小企業金融公庫

先端技術振興貸付(1569億円中)
貸付限度額：一般貸付（2億1千万円）と併せて3億3千万円
貸付金利：年8.1%

○研究開発型異業種連携組合の育成振興（補助金）

異業種連携組合による研究開発等を促進するため、現行の活路開拓調査指導事業の中に「異業種連携枠」を設け、研究開発型異業種連携組合（ベンチャー・コーポラティブ）が研究開発等の組合ベンチャー事業を行うためのビジョン作成及びビジョン実現化の事業に対して助成する。

活路開拓調査指導事業
異業種連携枠 59年度 44百万円
58年度 0
交付先：都道府県中小企業団体中央会
補助率等：1/2, ビジョン作成
15組合

ビジョン実現化 3組合

○研究開発型企業育成事業の推進（補助金）

ベンチャービジネスの研究開発を支援するため都道府県等が先端的試験研究設備・機器を公設試験研究機関の開放試験室等に設置する場合に1/2の補助を行う。

59年度 58年度
技術指導施設費
補助金 421 (332)
一研究開発型企業枠 95 (0)
交付先：都道府県等
補助率等：1/2, 5ヶ所
単位：百万円

○中小企業投資育成株式会社の投資基準緩和

経営基盤の確立していない初期の段階におけるベンチャービジネスの資金調達を円滑に行うため本年1月から、中小企業投資育成株式会社の現行投資基準を緩和した。

なお詳細については現在中小企業庁において検討されている。

編集後記

◇ソフトウェア保護をめぐる論議は1970年にIBMが世界各国で適用をはかったソフトウェア価格の分離—いわゆるアンバンドリングを契機として一段と本格化しました。しかし、14、5年に経た現在でも各国の対応は様々です。わが国でもソフトウェアの法的保護についてはその方法論で意見が分かれています。「法律は後追い」が常としても事態が、こうも急速に進んでいるときには、ある程度「功遅」より「拙速」をとらざるを得ないのではないのでしょうか。

◇ソフトウェア・ハウスのTQCは対象がソフトだけに、それを実践するにはハードと違って、いろいろと困難があるようです。しかし、それを克服したときオリジナルソフトという大きな成果を手に入れることができます。その例をN社で取材してみました。

◇コンピュータ・セキュリティに関するアンケート調査で最も困難を感じている問題は「コスト」というのが75%を占めています。結局はトレード・オフなので妥協点をどこに置くかがポイントとなりましょう。

通商産業省編
昭和58年度版

データベース台帳総覧

4月中旬発行・予約受付中

通商産業省では昭和58年度版データベース台帳総覧を作成中です。

これはデータベース・サービス企業からの申告に基づき編集されるものでわが国で利用可能なデータベースのほとんどを網らしています。

58年度版は4月中旬発行の予定で発行後、全国の通商産業局、商工会議所等で閲覧できるようになっています。

なお昭和58年度版データベース台帳総覧を購入ご希望の方には当協会が予約を付けておりますので下記へご照会ください。

電話 03 (434) 8 7 7 0 (直通)
(財)日本情報処理開発協会普及課

※内容についてのお問合せは03(434)8211内線451
当協会調査課まで。

昭和59年3月 発行

JIPDEC ジャーナル No. 57

© 1984

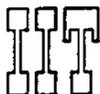
財団法人 日本情報処理開発協会

東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館内
郵便番号 105 電話 03 (434) 8 7 7 0

※本誌送付宛先の変更等については当協会普及課 (03-434-8770) まで宛名ラベル下のコードNo.とともにご連絡下さい。

—— IIT 情報処理研究センター —— 昭和59年度研修講座(予定)

クラス番号	コース名	定員	期 間		研修料
SS841	SE養成	30名	59・5・8～59・9・18	毎週火・水曜日 計 35 回	35万円
SO841	オンライン・システム設計	20名	59・6・4～59・6・8	5 日 間	7万円
SD841	データベースの導入と運用	20名	59・6・11～59・6・14	4 日 間	6万円
SC841	ビジネス・システム・コンサルタント	20名	59・6・25～59・6・28	4 日 間	8万円
MU841	効果的な外注管理の進め方	20名	59・5・28～59・5・30	3 日 間	5万円
MC841	コンピュータ・セキュリティ	20名	59・5・28～59・5・30	3 日 間	5万円
ME841	DP部門の戦略的計画	20名	59・5・17～59・5・18 59・5・24～59・5・25	4 日 間	7万円
MD841	経営者・管理者のためのパーソナルコンピュータの経営利用	20名	59・7・2～59・7・4	3 日 間	7万円
MP841	経営戦略とサポート・システム	20名	59・6・12～59・6・14	3 日 間	6万円
MI841	利用部門教育担当者養成	20名	59・6・18～59・6・21	4 日 間	7万円
MI842	利用部門教育担当者養成	20名	60・2・18～60・2・21	4 日 間	7万円
MA841	システム監査	20名	59・7・9～59・7・11	3 日 間	5万円
PG841	ソフトウェア・エンジニアリング概論	20名	59・5・23～59・5・25	3 日 間	4万円
PG842	ソフトウェア・エンジニアリング概論	20名	59・8・29～59・8・31	3 日 間	4万円
PE841	最新ソフトウェア開発技術	20名	59・6・5～59・6・8	4 日 間	6万円
PD841	事務データ処理部門のためのソフトウェア工学的接近	20名	59・7・10～59・7・13	4 日 間	6万円
PS841	管理者のためのソフトウェア開発と維持技法	20名	59・7・25～59・7・27	3 日 間	5万円
HM841	8ビットマイクロ・プロセッサ応用技術	20名	59・6・18～59・6・29	10 日 間	13万円
XE841	システム・エンジニア(夜間)	60名	59・5・15～59・9・20	夜間毎週火・木曜日 計 31 回	9万円
XS841	シニア・プログラマー(夜間)	70名	59・5・15～59・9・20	夜間毎週火・木曜日 計 31 回	9万円



情報処理研修センター

財団法人 日本情報処理開発協会

〒105

東京都港区浜松町2-4-1
世界貿易センタービル7F
電話 03(435)6513・6514





財団法人 日本情報処理開発協会

東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館

郵便番号105

電話 03(434)8770

本誌は日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受け情報処理に関する普及促進補助事業の一環として発行するものです。